

【別添】 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令（案）新旧対照表（下線は変更箇所を示す）

改正案	現行
<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 その他の一般無線局</p> <p>(1) 一般業務用(通信事項が一般乗用旅客自動車の運行に関する事項の無線局の場合に限る。)</p> <p>ア～キ（略）</p> <p>ク 工事設計等</p> <p>(ア) 通信方式等は、<u>デジタル通信方式（変調方式が設備規則第57条の3の2第1項第1号に規定する四値デジタル変調によるものをいう。）</u>であって、かつ次のとおりであること。</p> <p><u>A 集中基地方式の場合は、2周波半複信方式又は2周波単信方式であること。</u></p>	<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 その他の一般無線局</p> <p>(1) 一般業務用(通信事項が一般乗用旅客自動車の運行に関する事項の無線局の場合に限る。)</p> <p>ア～キ（略）</p> <p>ク 工事設計等</p> <p>(ア) 通信方式等は、次のとおりであること。</p> <p><u>A アナログ通信方式(変調方式が周波数変調によるものであってB以外のものをいう。)</u></p> <p><u>集中基地方式の場合は2周波半複信方式、分散基地方式の場合は1周波単信方式であること。ただし、混信対策等特に必要があると認められる場合は、2周波単信方式、データ伝送を行うものは2周波半複信方式認めるこ</u></p>

B 分散基地方式の場合は、2周波単信方式であること。ただし、単位地域におけるカ(エ)に規定する周波数使用計画に影響を与えない場合は、2周波半複信方式又は1周波単信方式とすることができる。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 基地局は、空中線の高さが平均地面(当該基地局の主たるサービスエリアの海拔高の平均をいう。以下同じ。)から20m以下であって、かつ、実効輻射電力が10W以下となるものであること。ただし、次の場合については、この限りでない。

A 集中基地方式の場合

B 分散基地方式であって、カ(エ)に規定する周波数使用計画に支障を与えないと認められる場合(実効輻射電力が20W以下となる場合に限る。)

ととする。

B デジタル通信方式(変調方式が設備規則第57条の3の2第1項第1号に規定する四値デジタル変調によるものをいう。)

(A) 集中基地方式の場合は、2周波半複信方式又は2周波単信方式であること。

(B) 分散基地方式の場合は、2周波単信方式であること。ただし、単位地域におけるカ(エ)に規定する周波数使用計画に影響を与えない場合は、2周波半複信方式又は1周波単信方式とすることができる。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 基地局は、空中線の高さが平均地面(当該基地局の主たるサービスエリアの海拔高の平均をいう。以下同じ。)から20m以下であって、かつ、実効輻射電力が10W以下となるものであること。ただし、次の場合については、この限りでない。

A 集中基地方式の場合

B 分散基地方式 (デジタル通信方式の場合に限る。)であって、カ(エ)に規定する周波数使用計画に支障を与えないと認められる場合(実効輻射電力が20W以下となる場合に限る。)

(オ)～(ケ) (略)

(略)

(オ)～(ケ) (略)

ケ 周波数の使用期限

アナログ通信方式の周波数の使用期限は、平成 28 年 5 月 31 日までとする。なお、平成 23 年 6 月 1 日以降は、現に指定を受けている周波数を除き、新たにアナログ通信方式の周波数の指定は認めないこととする。

(略)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前に免許を受けている一般業務用の無線局（通信事項が一般乗用旅客自動車の運行に関する事項であるものに限る。）であって、改正前の電波法関係審査基準別紙 2 第 2 の 3（1）ク（ア）A に規定するアナログ通信方式を用いるものの周波数（以下「アナログ周波数」という。）の指定については、この訓令の施行の日以降にアナログ周波数を使用する理由及びアナログ周波数の電波の使用を終了することが確認できる場合に限り、改正後の電波法関係審査基準別表 1 及び別紙 2 第 2 の 3（1）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。